

境港市の現状と取組について

(1) 生活支援

■相談支援体制の充実

- 市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にするため、年に1回以上「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等を開催しています。
- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う「一般相談」については、身近な場所で相談できるようにするため、令和元年度より「障害者支援センターさかいみなど」に境港市単独で相談を委託しています。
- 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成の円滑化、スピーディーにサービス利用が可能となる体制を整えるため、平成31年4月に特定相談支援事業所が市内に1箇所設置されました。

また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の会に毎月、相談員及び市の職員が出席し、連携を図っています。

- 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるよう、米子市の「西部後見サポートセンターうえるかむ」との連携を図り、成年後見制度の活用を推進しています。

■在宅サービス等の充実

- 平成30年4月に生活介護事業所、令和2年6月には就労継続支援B型事業所が開設し、日中活動の場が増え、障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう、身体機能、生活機能の向上のために必要な訓練が充実しました。
- 常時介護が必要な重度の障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中や夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備などを進めるため、境港市民間障がい者福祉施設整備費等補助金を交付しています。また、西部圏域の事業所と順次、意見交換をするなかで、報酬単価の低さが指摘されたことから、中国市長会へ「重度知的障がい者のためのグループホームの運営安定のための障がい福祉サービス報酬単価の見直し」についても要望しました。

■障がいのある児童への支援の充実

- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供は、市内で現在は充足していますが、年々、サービスを利用される方が増えているため、市内だけではなく、圏域でのサービス利用が増えていくと考えられます。
- 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させるため、子育て支援課、健康推進課、教育委員会と連携して児童への体制作りを進めています。

■サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情等があった場合は、県等と連携して早期解決に努めています。
- 障害福祉サービス等の提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図るため、また、サービス事業者間や県との連携を深めるため、鳥取県西部障害者自立支援協議会を設置しています。

■福祉用具の普及

- 利用者のニーズを把握し、日常生活用具等の給付を行っています。

(2) 保健・医療**■保健・医療の充実**

- 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、例えば、更生医療（透析を受けられている方など）に関することで病院と連携を図っています。
- 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への補助金の助成を行っています。

例えば、新たに看護師等を配置し、要医療障がい児者を受け入れる事業所に対し、看護師配置等の経費を補助しています。

■精神保健・医療の充実

- 精神疾患・精神障がいの正しい知識の普及を図るため、精神障がい者家族会（まつば会）とともに、毎年「こころの学習会」の開催をしています。また、精神疾患の発症予防、早期発見等のためこころの健康づくりに取り組んでいます。
- 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域包括ケアシステムを構築し、退院可能な方への退院に向けた支援について取組を進めています。

■難病に関する施策の推進

- 難病の方への障がい福祉サービス等に対する相談等を病院等から受け、随時対応しています。

(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等**■教育**

- 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が必要に応じて、放課後等デイサービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりを行うため、教育委員会等や相談支援事業所等と連携しています。

■文化・芸術活動の推進

- 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベント「ほっとはあと」を毎年開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むように努めています。

■スポーツ等の推進

- 障がいのある方のスポーツ参加のきっかけづくりのため、水泳教室やトランポリン教室の運営費を一部助成し、職員もボランティアで参加しています。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援**■総合的な就労支援**

- 就労支援事業等を活用して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、数値目標を掲げています。
- 福祉施設から一般就労へ移行する際には、必要に応じて、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しています。

■就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、市役所内における発注促進へ取り組んでおり、毎年目標値を上回っています。
- 就労継続支援事業所に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、「それいゆ du さかいみなど」の市役所内での販売の機会を作っています。

■経済的自立の支援

- 身体障害者手帳等を取得される際に、窓口で各種制度について記載した一覧表を配布し、障害年金や特別障害者手当等の周知をしています。
- 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、「西部後見サポートセンターうえるかむ」と連携して、成年後見制度等を適切に利用できるようにしています。

(5) 生活環境**■住宅の確保**

- 住まいの場として、市内にグループホームの設置促進を図るため、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」において「住宅の確保のワーキンググループ」を立ち上げ、方策を検討し、事業者に情報提供や働きかけを行っており、今年度末に市内にグループホームが設置されます。
- 障がいのある方の住宅の確保のため、西部圏域内のグループホームの空室状況について、鳥取県西部障害者自立支援協議会のホームページに掲載しています。
- 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や、住宅改修に対する支援を行っています。

■福祉のまちづくりの推進

- 誰もが住みやすいまちづくりを目指し、境港市福祉のまちづくり推進事業により、多くの人が利用する建物のバリアフリー改修等に係る費用の一部を助成しています。
- 交通手段がなく外出が制限される障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を支援したり、境港市障がい者福祉タクシー料金助成事業によりタクシー料金の助成を行っています。また、タクシー料金の助成対象については、当事者団体からの要望により、平成31年度より対象者の拡大を行い、より多くの方に利用してもらえるものとなりました。また、障がいのある方の公共交通機関の利用について利便性を図るため、平成30年10月より、障がい者手帳をお持ちの方とその介護人の方は、はまる一歩バスの利用料金が半額となりました。

(6) 情報アクセシビリティ

■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実

- 市役所においては、聞こえにくい方のために、今年度、音声対話支援システム「コミュニケーション」を窓口に設置しました。また、見えにくい方のために市役所本庁正面玄関入口及び第2庁舎1階入口に音声誘導装置を設置しました。
- 障がいの特性に応じた意思疎通支援を進めていくため、今年度、聞こえない人、聞こえにくい人への筆談のコツを伝える筆談セミナーを開催しました。

(7) 安全・安心

■防災対策等の推進

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、地域や関係機関と連携を図り、障がいのある方に対する適切な支援や、安否確認を行うことができる体制を整えるため、避難行動要支援者名簿を作成しており平成30年度からは、対象者を拡大しました。
- 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わるように、聴覚又は視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方で希望される方に防災行政無線個別受信機を無償で貸与します。

■防犯対策、消費者トラブルの防止

- 消費者トラブルの未然防止を図るため、障がいのある方から消費生活相談があった場合、消費生活相談室と連携をとりながら、相談に応じています。

(8) 差別解消及び権利擁護の推進

■差別解消の推進

- 障がいを理由とする差別の解消に向け、差別に関する相談があった場合は、関係機関と連携をとりながら、相談に応じています。

■権利擁護の推進

- 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図っています。
- 障がい者虐待に関する研修に、積極的に参加し、虐待防止についての理解を深めています。
- 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用できるように支援しています。

(9) 行政サービス等における配慮

■あいサポート運動の推進

- あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるように、あいサポート運動推進事業を2箇所の団体へ委託しています。
- 援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」を窓口で配布しています。また、平成30年度に避難行動要支援者名簿の対象者に、ヘルプマークについての周知文を送付しました。

■交流と理解

- 障がいのある方とない方がともに交流し、障がいへの理解を深めるために、毎年「ほっとはあと」を開催しています。
- 障がいのある方のニーズの把握のために、市内の障がい者団体との意見交換を定期的に行っています。